

令和 2 年度予算主要事業の概要 (事業別説明資料)

市民福祉部



目 次

まめとく減塩キャンペーンの推進	1
まめとく健康ポイントの推進	2
歯周病検診の受診促進	3
産前産後ママサロンの運営（産前産後ママサポプロジェクト）	4
赤ちゃん防災の推進（産前産後ママサポプロジェクト）	5
高校生世代への医療費助成	6
任意予防接種の助成拡大	7
国民健康保険人間ドック費用の助成	8
保健と介護の一体的な高齢者への個別保健指導	9
保健と介護の一体的な口腔ケアの推進	10
子どもの居場所づくり事業	11
ひとり親家庭等応援講座の開催	12
全天候型の子どもの遊び場の開設	13
第2期生涯安心計画・生涯安心こども計画の策定	14
発達支援における専門多職種の関与・連携の強化	15
（仮称）飛騨市基幹相談支援センターの開設準備	16
障がい児者支援事業所の参入促進	17
遠隔手話通訳体制の整備	18
障がい者日常生活用具給付等の支援	19
結婚・婚活の応援	20
社会的孤立の方等への経済的・社会的な自立支援	21
やさしいまちづくり活動の支援	22
割石温泉を活用した共生型福祉拠点整備の検討	23
高齢者のお出かけ安心支援事業	24
商店等による買い物送迎の支援	25
通院の移動手段を確保するタクシー助成	26

目 次

飛騨市医療・介護・福祉人材確保対策事業	27
(再掲) ケアマネージャーの確保対策	34
(再掲) 介護福祉士養成校在学者の支援	35
(再掲) 外国人介護人材の受入支援	36
J A 岐阜厚生連看護専門学校の支援	37
訪問診療体制の整備支援	38
リハビリ専門職による住宅改修支援の推進	39
シルバーリハビリ体操指導士の養成	40
山之村地区での介護予防サービスの実施	41

新規 まめとく減塩キャンペーンの推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,700	一般財源 1,700	需用費 626 補助金 600 その他 474
（前年度予算 0）		

2 事業背景・目的

飛騨市では、平成30年度の国民健康保険特定健診受診者のうち、高血圧Ⅱ度以上（160以上/100以上）の方の割合が9.2%で、県内でワースト1位という状況です。

平成30年度にスタートした「減塩チャレンジプロジェクト」において、3歳児から中高生、若者、壮年期の尿中塩分を測定した結果、いずれの年代も日本人の食事摂取基準の目標値よりも塩分を摂りすぎている方の割合が多いことが明らかになり、重症化予防への早急な対策が必要となっています。

このことから、「始めよう！まめとく減塩生活」を合言葉に、減塩に関する様々な事業を展開し、市民の健康意識の醸成と気軽に減塩に取り組める環境づくりを進め、市民参加による全市的な減塩キャンペーンを実施します。

3 事業概要

① 市民の減塩意識の啓発（719千円）

- ・市民向けの減塩フォーラムや減塩食品試食会の開催
- ・茂住青邨氏の書「減塩」ロゴによる啓発グッズの配布

② 減塩に取り組む市民の応援（92千円）

- ・管理栄養士の簡単な講義を受けた方を「まめとく減塩がんばりすと」に認定し、認定証等を贈呈するほか、チャレンジする取組みを宣言してもらうなど減塩に取り組む市民を応援します。
- ・家族ぐるみで減塩醤油を3ヶ月使用してもらう「まめとく減塩ファミリーモニター」を募集し、血圧測定データの提供など、今後の健康づくり政策に活用します。

③ 減塩推進店舗の拡大（889千円）

- ・減塩食品や減塩調味料等の減塩コーナーを設置する「まめとく減塩協力店」に対し、3万円の助成金を交付するほか、協力店マップを作成し減塩商品の活用を促進します。

（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	3 生活習慣病対策費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P. 83

継続 まめとく健康ポイントの推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
2,700	一般財源	2,700	報償費	2,500
			需用費	200

（前年度予算 2,720 ）

2 事業背景・目的

生涯にわたり健康でいきいきとした生活を送るためには、市民一人ひとりが「自らの健康は自らでつくる」という認識を持つことが重要です。

このことから、市では平成29年度より市民の健康意識向上を図るとともに健康づくりに踏み出すための後押しとなるよう「まめとく健康ポイント事業」を実施し、対象者を拡充するなど参加者の拡大を図ってきました。

今後も、指定メニュー（検診等）、個人目標メニューや各種行事への参加もポイント加算される仕組みなどにより、職場や家族ぐるみで気軽に健康づくりに取り組むことで、市民の更なる健康への意識向上を図ります。

3 事業概要

まめとく健康ポイント事業は、①健診（検診）の受診、②自身で健康になれるよう目標メニューを設定する、③健康に関するイベントへ参加するなど、さまざまな健康づくりへの取り組みをポイント化し、商品券等の賞品と交換する仕組みです。

飛騨市の健康課題である高血圧症予防として重要な減塩を必須項目に含め、個人はもちろん、職場や家族ぐるみで取り組むことで、市民全体の健康意識の向上を図ります。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P.81

拡充 歯周病検診の受診促進

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

1,350	県補助金	686	委託料	1,350
	雑入	150		
	一般財源	514		
（前年度予算 1,170 ）				

2 事業背景・目的

大人が歯を失う原因は、う歯（むし歯）よりも歯周病が多く、歯を失うことで、咀嚼機能が低下し、フレイル（身体の衰え）を引き起こしやすくなります。

また、歯周病菌は心内膜炎や誤嚥性肺炎などの原因になることや、動脈硬化を促進させることがわかっています。

市では、10歳間隔の年齢（40・50・60・70歳）の方を対象に、歯周病検診を実施していましたが、口腔ケアの充実を図るために対象年齢を拡大して実施します。

また、飛騨市民が高山市の歯科医院でも検診が受けられるよう、受診しやすい体制を整えます。

3 事業概要

① 【拡充】歯周病検診の対象年齢拡大

歯周病検診の対象者を10歳間隔から5歳間隔の年齢に拡大します。

○対象者 40・45・50・55・60・65・70歳

② 【拡充】歯周病検診の対象病院拡大

これまでの市内歯科医院に加え、高山市歯科医師会へも検診委託を行い、高山市内のかかりつけ歯科医院でも検診を受けられるようにします。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	3 生活習慣病対策費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P. 83

扩充

【財源内訳】

(前年度予算 1,489)

2, 099	県補助金	794	委託料	1, 589
	一般財源	1, 305	備品購入費	300
			その他	210

核家族化など母と子を取りまく環境の変化から、妊娠・出産、子育てにおいて孤立感や不安を感じる母親が増えています。

令和元年度よりハートピア古川内に開設した、産前産後ママサロン「にこにこルームまるん」は、県助産師会に運営を委託し、産前産後の時期に気軽に相談や交流ができる場所として、多くのお母さん方に利用いただき好評をいただいています。

令和2年度はより利用し易い環境をつくるため、神岡地区においても助産師による相談事業等を実施し、より多くの方の産前産後の孤立感や不安感の解消を図っていきます。

① 【新規】おでかけまるん (766千円)

神岡地区において、妊娠から産後の母子を対象とした産前産後ママサロン「おでかけまるん」を開始し、育児相談等を実施します。

- 会 場 神岡子育て支援センター
○相談日 2回／月

○会 場 ハートピア古川
○相談日 2回／週
○交流会 1回／月



(款) 4 衛生費		(項) 1 保健衛生費	(目) 4 母子保健費	
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948		予算書	P.84

新規 赤ちゃん防災の推進（産前産後ママサポプロジェクト）

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
400	一般財源 400	需用費 214 旅費 136 報償費 50
（前年度予算 0 ）		

2 事業背景・目的

妊娠中や産後の女性、乳幼児は、災害時には特別な支援が必要とされる要配慮者ですが、命を守るためには、お母さん自身が正しい防災知識を身につけ、自分と子どもを守ることが出来るようになることが大切です。

また、災害時など緊急事態では、子どもを取り巻く環境が大きく変化することで、子どもの心身の健康や発達・成長にも様々な影響があると考えられています。

このことから、地域の助産師会と連携し、お母さんが自分自身と赤ちゃん、子どもを守るよう、意識啓発や知識習得を支援していきます。

3 事業概要

① 赤ちゃん防災士の認定と防災意識の啓発（237千円）

防災士資格を持つ助産師を「赤ちゃん防災士」として認定し、お母さんと子どもを守る防災についての講演会や研修会を開催します。

② 赤ちゃん防災パンフレットの作成（163千円）

乳幼児の被災時や防災の備えなどで、特に気をつけることなどを盛り込んだ市独自のパンフレットを作成し、1歳児までの親子全世帯に配布します。

③ 助産師会との連携協定（ゼロ予算）

岐阜県助産師会飛騨市支部と災害時の妊産婦、乳幼児支援に関する連携協定を締結し、福祉避難所等における健康管理などに連携して取り組みます。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	4 母子保健費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P. 84

新規 高校生世代への医療費助成

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

5,200

一般財源

5,200

扶助費

4,800

委託料

400

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

飛騨市では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたち一人ひとりが健やかに育つ環境の創出を目指し、子育て世帯の経済的負担となる医療費の助成を中学校卒業まで実施してきましたが、医療費助成の対象を高校生世代となる18歳まで拡充し、さらなる子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出生から自立まで切れ目のない子育て支援環境の充実を目指します。

3 事業概要

- 助成対象 中学校卒業後から18歳到達後最初の3月31日まで
- 助成範囲 保険診療にかかる自己負担分（入院・外来）
- 助成方法 償還払い（医療機関や薬局の窓口で自己負担をお支払いいただき、領収書などにより後から市に自分で請求する）



（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	6 福祉医療費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-7464			予算書	P.71

拡充 任意予防接種の助成拡大

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
9,919	一般財源	9,919	助成金	9,919

（前年度予算 8,400 ）

2 事業背景・目的

予防接種には、法律に基づいて市区町村が主体となって無料で実施する「定期接種」（ＢＣＧや日本脳炎など）と、希望者が各自で受ける「任意接種」（インフルエンザやロタウイルスなど）があり、疾病の感染予防及び感染後の重症化予防のために、市では任意予防接種の接種費用について一部助成を行っています。

これまで任意接種であったロタウイルスワクチンについては、接種費用の約1/2を助成していましたが、法律改正により令和2年10月から定期接種となり、対象となる令和2年8月生まれのお子さんからは無料で受けられるようになります。しかし、同年代にも関わらず出生月によって費用負担に差が出ることから、ロタウイルスワクチンの助成費拡大を行い、こうした差の解消を図ります。あわせて、近年のインフルエンザの流行を踏まえ、インフルエンザ予防接種についても助成対象者を拡大します。

3 事業概要

① 【拡充】ロタウイルスワクチン接種費用の助成拡大

- 対 象 令和2年4月1日～令和2年7月31日生まれのお子さん
- 助成額 1回あたり上限 7,000円 → 1回あたり上限14,000円

② 【拡充】インフルエンザ予防接種の対象年齢拡大

インフルエンザ予防接種の助成について、対象年齢をこれまでの中学3年生までから高校3年生相当までに拡大します。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	2 予防費
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948			予算書	P.83

拡充 国民健康保険人間ドック費用の助成

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,600	一般財源	1,600	補助金	1,600

（前年度予算 500 ）

2 事業背景・目的

飛騨市では、平成29年度から国民健康保険加入者の人間ドック受診費用を助成し、より詳細な検査を受けやすい環境を整えることで、加入者の健康維持や病気の早期発見による重症化予防を図るとともに、健康に対するセルフマネジメントの向上と国民健康保険全体の医療費の抑制に取り組んでいます。

令和2年度からは現行の飛騨市内の医療機関の他に、市外の医療機関での人間ドック受診費用を助成対象として拡充し、さらなる加入者の健康増進とサービス向上を図ります。

3 事業概要

- 【対象者】 35歳以上の国民健康保険加入者
- 【助成額】 16,000円（受診費用の半額相当）
- 【受診期間】 4月～2月
- 【対象検査項目】 身長、体重、腹囲、血圧、視力、眼底、聴力、血液検査、尿検査、便検査、心電図、胸部X線、胃X線（又は胃カメラ）、腹部超音波
- 【対象医療機関】 市内の医療機関に限る → 市内外の医療機関にも拡充



会 計	国民健康保険特別会計（事業勘定）		
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-7464	予算書	P.16

新規 保健と介護の一体的な高齢者への個別保健指導

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

40 受託事業収入 40 需用費 40

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

現在、国民健康保険加入者を対象とした「生活習慣病対策」として、特定健診・特定保健指導の実施が40歳から74歳までを対象に義務づけられていますが、75歳を境に後期高齢者医療制度に移ることにより、特定保健指導の対象から外れてしまうため、きめ細かい個別の支援が十分に行われていない課題がありました。

今後、後期高齢者の人口が増加するなかで、市の健康寿命の延伸のためには、地域の特性を踏まえた介護予防と保健事業が一体となった新たな取り組みが必要であり、後期高齢者においても、引き続き健診の事後指導を中心とした家庭訪問等の個別指導を行い、主治医や介護保険との連携による高齢者の生活改善を図り重症化を予防します。

3 事業概要

- KDB※により地域の健康課題の把握を行います。
- KDBにより保健指導対象者を抽出します。
- 抽出した対象者に、保健師や管理栄養士等が個別指導を行います。
- 指導状況に応じ、主治医や介護保険と連絡調整し、途切れのない支援を行います。

※ KDB＝国民健康保険の特定健診結果を一元化したデータベース



会 計	後期高齢者医療特別会計		
所 属	市民福祉部市民保健課 TEL0577-73-2948	予算書	P. 61

新規 保健と介護の一体的な口腔ケアの推進

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
700	一般財源	700
		負担金 420
		会計職人件費 180
		需用費 100
（前年度予算 0 ）		

2 事業背景・目的

高齢者は、口腔機能全般が低下する傾向にあり、免疫力の低下や摂食障害、誤嚥性肺炎の危険性があることから、フレイル予防や健康維持に口腔ケアの重要性が強く叫ばれるようになってきました。

そのような中、市内の高齢者全般に口腔ケアに関する興味関心を喚起しながら直接相談に乗れる体制を強化していく取組みが求められるとともに、ハイリスク者への個別のアプローチとして要支援・要介護認定者に対してケアマネージャーを通じて、口腔ケアにかかる課題や視点をもってケアプランを作成し、多職種で本人のケアを後押ししていくことも求められます。

そこで、保健と介護の両面から高齢者の口腔ケアを推進する取組みを始めます。

3 事業概要

① 通いの場での口腔ケアの実施（280千円）

保健師が医療、健診及び介護レセプト等のデータを活用し、地域と個人の健康課題の整理や分析を行い、サロンや体操を主とした地域の自主的な高齢者の通いの場に出向き、歯科衛生士による口腔ケア相談等を行います。その中で健康課題を明確化し、結果に基づき高齢者担当の保健師、栄養士等の専門職や地域の医療関係団体、介護担当との連携による相談、指導、指導効果の検証を行います。

② 口腔ケアマネジメント推進補助金（420千円）

口腔ケアのケアマネジメントを推進するため、ケアマネージャーへの取組推進のインセンティブとして、口腔ケアの取組をケアプランに位置付けた民間の居宅介護支援事業所に対し、当該ケアプラン作成1件につき、月500円を支援します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.64

継続 子どもの居場所づくり事業

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
3,247	ふるさと創生基金 2,855 県補助金 300 雑入 92	委託料 3,247
（前年度予算 3,730 ）		

2 事業背景・目的

子どもの貧困対策を行う上で、子ども食堂のような、家でも学校でもなく自分の居場所と思えるような場所を提供する支援が重要視されています。

そのため、平成30年度から、利用児童が安心して通える夜間の居場所・食事の提供を行う「いぶにんぐハウス」を開設し、他の児童や支援員など多様な人々との関りを通じて、基本的な生活習慣などを身につけるとともに、学習支援や利用者や保護者の生活につながる相談、情報提供等を行うことで、利用児童の育成、成長を図ってきたところで、また、平成31年2月からは、第2土曜日の昼食時に子ども食堂の運営を開始することで、民間が運営する子ども食堂とあわせ、毎週土曜日には市内においていずれかの子ども食堂が開設されている環境の整備に取り組みしました。

令和2年度も引き続き、子ども達が安心して過ごせる場所の提供に努めます。

3 事業概要

① 子どもの居場所づくり事業「いぶにんぐハウス」（2,919千円）

- 【対象児童】 古川小、古川西小の児童（利用を希望され、市が必要と認める世帯）
- 【定 員】 10名程度（事前申込み）
- 【実施場所】 「喫茶いこいの家」古川町金森町
- 【開催日時】 毎週火曜日・木曜日（年末年始等を除く） 18:00～21:00
- 【参 加 料】 100円／回（社会福祉法人等に委託）

② 子ども食堂「憩いの家」（328千円）

- 【対象児童】 古川小、古川西小の児童
- 【定 員】 20名程度（申込み不要、先着順）
- 【実施場所】 「喫茶いこいの家」古川町金森町
- 【開催日時】 毎月第2土曜日 11:00～13:00
- 【参 加 料】 100円／回

（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	1 児童福祉総務費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P.73

拡充 **ひとり親家庭等応援講座の開催**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
622	ふるさと創生基金	602	委託料	582
	雑入	20	報償費	20
			需用費	20
（前年度予算 3,730 ）				

2 事業背景・目的

平成29年度の「ひとり親家庭実態調査」の結果により、ひとり親家庭の保護者の就職・就労支援として、パソコン教室（初級・中級・上級）を実施し、就職や就労に大変有効であると好評をいただけてきました。

一方で、講座開催の曜日や時間が合わず、なかなか受講したくても参加出来ないとの声があったことから、令和2年度は、個人のニーズに合わせ自分に合ったプランで受講ができるよう体制を整備します。

また、ひとり親家庭は、仕事や育児に追われなかなか時間がとれないといった課題があることから、栄養満点で美味しく手軽に作れる「親子料理教室」を開催します。

3 事業概要

① 【拡充】民間パソコン教室の受講支援（582千円）

市内で民間が実施するパソコン教室に受講される方の受講料を支援します。

【古川会場】 月4時間コース 6名、月8時間コース 8名

【神岡会場】 1時間を12回コース（3ヶ月）12名

【受講料】 無料 ※テキスト代のみ個人負担

【託児委託】 無料 ※事前に申し込みが必要です

② 【継続】親子料理教室の開催（40千円）

【定員】 古川会場20名、神岡会場20名

【場所】 古川町公民館、神岡町公民館 等

【参加料】 500円／1家族（材料代）

(款) 3 民生費		(項) 2 児童福祉費		(目) 5 母子福祉費	
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P.78

新規 全天候型の子どもの遊び場の開設

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
605	一般財源	605
		委託料 554
		役務費 51

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

市内では、悪天候や冬季間を含め、一年を通して子どもが安心して遊ぶことができる場所が少ないとの意見を多くいただいております。平成31年に実施した0歳～小学校4年生の子どもを持つ保護者全員を対象とした子ども・子育てニーズ調査でも、遊び場の不足を訴える意見がありました。

一方、ハートピア古川の2階にある多目的ホールは、天候に左右されることなく安全に遊ぶことができる広い場所として非常にニーズが高い場所でありながらも、年間を通じて子育て支援センターや乳幼児学級での利用にほぼ限られてきました。

祝日は休館日となっており、「休日にも利用できるとうれしい。」というご意見をいただいていることから、まずは、こうした施設の開放を行うことにより、休日の子どもの遊び場不足の解消を図り、今後は神岡町、河合町、宮川町でも利用しやすく、気軽に遊びに行ける全天候型の遊び場整備を検討していきます。

3 事業概要

ハートピア古川を休日に利用できる子どもの遊び場として開放し、管理を（公社）飛騨市シルバー人材センターへ委託します。

【場 所】 ハートピア古川 2階 多目的ホール（人工芝）

【開放日】 土曜日、祝日

（第2・4土曜日、日曜日は別事業による活用、年末年始は休館のため開放致しません）

【時 間】 午前9時30分～午後3時30分（土曜日、祝日）

【対象者】 小学6年生までの子どもとその保護者

（款）	3 民生費	（項）	2 児童福祉費	（目）	4 地域子育て支援費
所 属	市民福祉部子育て応援課 TEL0577-73-2458			予算書	P. 78

新規 第2期生涯安心計画・生涯安心こども計画の策定

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
387	一般財源	387
		報償費 270
		旅費 117

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

市では、障がい児者施策の変化に的確に対応しながら、障がい児者の自己決定の尊重と意思決定の支援、市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組を基本理念とし、市の実情を踏まえ、障がいのある人もない人も生涯共に安心して暮らせるまちづくりを目指し、平成29年度に、平成30年度から3年間の「第1期生涯安心計画・生涯安心こども計画」を策定しました。

令和2年度で本計画は終了することから、本年度において令和3年度からの「第2期生涯安心計画・生涯安心こども計画」を策定します。

3 事業概要

○ 計画策定に係る外部専門家策定委員への謝礼及び旅費（387千円）

第1期計画策定時は、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、主として市職員で計画素案を作成し、飛騨市障害者自立支援協議会での検討を経て策定しました。

第2期計画では、市内の障がい者の状況や地域特性を把握し、よりグローバルな視点で障がい者福祉施策を立案すべく、障がい者支援事業者等で構成する策定委員会を設置し、3名の外部専門家にアドバイザーとして参画していただき、策定します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 TEL0577-73-7483			予算書	P. 65

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

ふるさと創生基金

8,500

委託料

8,500

(前年度予算

2 事業背景・目的

発達支援センターでは、平成29年度より支援体制の強化を図るため、専門スタッフを採用し、頼られる発達支援センターになりました。特に、令和元年度からは、NPO法人「はびりす」と委託契約し、スキルの高い作業療法士等を市直営の放課後等デイサービス「きゃっち」での支援のため派遣してもらうことで、通常の業務にも助言がいただけるようになり、「きゃっち」のみならず日々の相談や療育等の支援でも非常に良い効果を生むようになりました。

このように、利用者が求める質の高い支援体制が徐々に整ってきましたが、派遣療法士に求める支援ニーズは増大するばかりで、対応にも限りが出てきました。そのため、療法士のみならずスキルの高い多様な専門職の派遣を充実させ、安定的に幅広い支援を行う体制づくりが望まれるところです。

3 事業概要

○【拡充】療法士、心理職等専門職派遣委託料（8,500千円）

これまで週３日１人体制であった療法士の派遣を、週４日１～２人体制に拡充し、「きゃっち」での支援枠のみならず、市内の各種支援関係者、支援機関や本人にまで対象を広げるとともに、派遣する職種も療法士だけでなく心理職等にまで広げ、子どもの発達にかかわる多方面の関係者等に対し、次のように幅広く専門的な支援を充実させていきます。

- ・飛騨市こどものこころクリニックにおけるリハビリ専門職による見立て等の支援
- ・保育所・学校・支援事業所等からの依頼に基づく、訪問、巡回相談の実施
- ・発達支援センターと派遣療法士による総合的な相談対応体制の整備
- ・支援関係者への困難ケースの専門的助言（メール、SNS等により実施）
- ・乳児検診や学校関係者への専門助言支援
- ・社会参加が苦手な大人の方や学校へ行けない方等への生活リハビリ等支援

(款) 3 民生費		(項) 2 児童福祉費	(目) 3 障がい児通所支援費		
所 属	市民福祉部障がい福祉課		TEL0577-73-7483	予算書	P. 77

新規 (仮称) 飛驒市基幹相談支援センターの開設準備

1 事業費 (単位: 千円)

【財源内訳】

【主な使途】

ゼロ予算

(前年度予算 0)

2 事業背景・目的

市の障がい児者相談支援は、飛驒圏域で体制を整備し、高山市内 2 事業所と飛驒市内の 1 事業所に委託しています。そのような中、令和元年度から市発達支援センターに作業療法士や公認心理師等の専門家を配置したことで、専門家への相談件数が増加し、これまでの相談記録や支援方法等の情報が共有不可欠になり、各種ニーズを行政が一元管理する仕組みが必要になってきました。あわせて、ライフステージにより市役所内における担当部署が異なるため、担当部署や関係機関と連携して、生涯一貫して支援する体制づくりの構築も必要です。

このことから、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、支援の必要な方への相談、情報提供、助言及び相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う拠点「(仮称) 飛驒市基幹相談支援センター」の開設準備をおこないます。

3 事業概要

令和 2 年度には、発達支援センター内に同センターを仮設置し、有資格者が常に対応できる体制を整備する中で、本格設置に向けた市独自の取り組みの検討を行うとともに、緊急対応、夜間対応ができる体制を段階的に構築し、さらに地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、人材育成等の市独自の取り組みを検討し、令和 3 年度の「飛驒市基幹相談支援センター」の本格設置を目指します。

(款)	3 民生費	(項)	1 社会福祉費	(目)	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 TEL0577-73-7483			予算書	—

扩充

【財源内訳】

4,992

一般財源

4,992

補助金

4,992

(前年度予算

2 事業背景・目的

飛騨市内には、障がい児者を支援する事業所が少なく、居住地によっては、その通所にかかる時間や交通手段の制約で希望する障がい福祉サービスが受けづらくなっている状況です。

そのため、平成30年度において、市内における多様な障がい児者支援事業所の参入を促進して、サービスの確保を図り、安定した障がい児者の支援体制を整備することを目的として、「飛騨市障がい児者支援事業所参入促進事業」を創設しました。

開設された事業所の運営経費の一部について、引き続き支援を行うとともに支援対象を拡充し、更なる事業所参入の促進を図ります。

3 事業概要

市内に事業所を設置した事業所に対し、初期費用に対する継続助成措置を行います。

① 【拡充】施設送迎車・訪問車リース助成（733千円）

これまでの送迎車両に加え、訪問車両も対象とします。

- 車輛リース契約月額の1/2以内の額
(1台限り、借上開始から5年間、年上限400千円)



② 【継続】施設改修費助成（2,500千円）

- 施設の開設時改修費用の1/2以内の額（上限2,500千円）

③ 【継続】施設貸借料助成（1,759千円）

- 施設及び用地の年間借上料の1/2以内の額（開設3年間、年上限600千円）

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 1 社会福祉総務費	
所 属	市民福祉部障がい福祉課		TEL0577-73-7483	予算書 P. 66

新規 遠隔手話通訳体制の整備

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

132 一般財源 132 備品購入費 132

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

市では、聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、障がい福祉課があるハートピア古川に通訳者を1名常置（設置通訳者）し、手話通訳資格を持つ市に派遣登録をした方（登録通訳者）7名との計8名体制で手話通訳を行っていますが、日中の通訳依頼が多く、設置通訳者が全体の通訳依頼の半数に対応しています。

そのため、設置通訳者が派遣に出かけるとハートピア古川が不在になってしまい、他の手話通訳依頼等の事務が停滞してしまう状況です。ハートピア古川から派遣先への移動だけで往復1時間以上かかる場合もあることから、各振興事務所窓口で遠隔手話通訳ができる体制を整備し、通常の行政手続きや予約無しの派遣通訳依頼に備え、対象者の利便性の向上を図ります。

3 事業概要

ハートピア古川（設置通訳者）と各振興事務所（聴覚障がい者と職員）との間で、手話によるコミュニケーションを行う際、パソコン上のカメラ機能を使用し、設置通訳者がパソコン画面越しに手話通訳を行えるよう、WEBカメラスピーカフォンを整備します。



（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	2 障がい者自立支援費
所 属	市民福祉部障がい福祉課 TEL0577-73-7483			予算書	P.68

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

国庫負担金

4,852

扶助費

9,705

県負担金

2,426

一般財源

2,427

(前年度予算

2 事業背景・目的

障がい者日常生活用具給付等事業とは、重度障がい児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

現在の給付対象品目及び給付基準額については、基準を設定してから年数が経過しており、機器の性能向上や、新たに開発された機器等に対応していない等、実情と合っていない品目もあるため、利用者の声や近隣市村・他市の先進事例を参考に、給付品目を拡充することで、より良い日常生活を送れるよう支援の強化を図ります。

3 事業概要

① 【新規】新たな対象とする品目

- ・人工内耳用体外部装置 基準額 500,000円

② 【拡充】基準額等を拡大する品目

○基準額の拡大

- | | | | |
|--------------------|-------------|---|----------|
| ・ 頭部保護帽 | 基準額 14,000円 | → | 15,960円 |
| ・ 携帯用会話補助装置専用キーボード | 基準額 68,000円 | → | 80,000円 |
| ・ 電動ページめくり装置 | 基準額 10,000円 | → | 150,000円 |
| ・ 聴覚障がい者用通信装置 | 基準額 79,000円 | → | 128,000円 |

○対象者の拡大

- ・視覚障がい者用拡大読書器
→ 視覚障がい3級以上
→ 身体障がい者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で本装置により文字等を読むことが可能になるもの。

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 2 障がい者自立支援費	
所 属	市民福祉部障がい福祉課		TEL0577-73-7483	予算書 P. 68

拡充 **結婚・婚活の応援**

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
4,392	国庫補助金	2,059	委託料	2,585
	一般財源	2,333	補助金	1,734
			需用費	73
（前年度予算 3,871 ）				

2 事業背景・目的

現在、子どもの出生数は年々大きく減少しており、子どもを産む若い女性層の人口減少、未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が要因と考えられることから、出会いに恵まれない未婚の男女を対象とした結婚支援が必要となっています。

現状は、社会福祉協議会主体の市内における支援、飛騨地域3市1村が連携し結婚支援民間業者への委託による支援等を行っています。

令和2年度は、より広く出会いの機会を作るため、全国的な結婚支援ネットワークを持つ民間業者と市内社会福祉法人や市民団体等が連携して専門スキルを持った男女のマッチングを行うなど、これまで以上に幅広い出会いの場を提供するとともに、外部からの人材の確保を図ります。

3 事業概要

① 【新規】市内社会福祉法人等と全国結婚ネットワーク連携の支援（300千円）

市内の社会福祉法人を実施主体に位置づけ、全国的な結婚ネットワーク（会員4万人）を持つ民間業者と連携し、まずはマッチング対象を医療介護人材とし、結婚と人材確保との連動した共同の婚活イベントを実施します。

② 【継続】であいサポートセンター運営補助（1,507千円）

市社会福祉協議会が開設している、常設の結婚相談や専任の結婚支援コーディネーターによる結婚相談対応、市民世話焼き人（協力員）によるマッチングの支援活動を行う「であいサポートセンター」を支援します。

③ 【継続】3市1村で連携した飛騨圏域結婚支援事業（2,585千円）

飛騨地域3市1村で連携し、結婚相談や講座の実施、各地でのミニカップリング支援、飛騨かわいスキー場における婚活イベントの実施等、広域的な結婚支援を実施します。

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.65

扩充

【財源内訳】

(前年度予算 4,928)

6,099	国庫補助金	2,251	委託料	3,308
	市民の暮らし応援基金	3,570	補助金	2,340
	一般財源	278	その他	451

仕事の失敗がトラウマとなり働けない、無収入、地域からの孤立、精神の疾患などの問題により、社会での生きづらさを抱え、ひきこもりなど社会的孤立の状態にある方が増加傾向にあります。

このような方々は、まずは社会生活における自己肯定感を高めながら、生活リズムや社会適応能力向上のための支援を行うことにより、就労への意欲を喚起する準備段階を着実に踏み、この段階を経て就労に向けての土台ができた方には、実際に賃金を得て働く就労訓練を行うといった段階的な支援が必要です。

こうした支援により、一般就労につなげることや本人の能力に応じた社会における自立の道を共に見つける取組みを推進するとともに、支援ケースを通じて実践を重ねながら支援スキルを磨き、支援体制を強固にする取組みを推進します。

① **【新規】支援ネットワークの形成と支援者のスキルの向上（104千円）**

ひきこもり等の実際のケースを検討することを通じて、関係機関や多様な専門職による支援連携を進めるための地域支援ネットワークをつくり、支援者スキルを向上させるため、自立支援の有識者を招いた「地域支援会議」の定期開催を行います。

社会参加が困難な方々等が農業体験や訓練等を通じて、就労に必要な基礎能力を向上させ、経済的・社会的自立にむかう準備支援を促進します。(支援プログラムによる指導・訓練)

市と障がい者就労支援事業所及び県が認定する就労訓練事業所等が連携し、障がい福祉制度が適用できない制度の狭間の方、就労に対し一定の準備ができた方に対し、実際の就労を通じた自立支援を実施し、訓練支援金や交通費の支給も行います。

(款) 3 民生費		(項) 1 社会福祉費	(目) 1 社会福祉総務費	
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233		予算書	P.65

継続 やさしいまちづくり活動の支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
915	市民の暮らし応援基金	915 補助金
		900 報償費
		15

（前年度予算 1,515 ）

2 事業背景・目的

飛騨市にも介護が必要な高齢者、障がいのある方々、ひとり親家庭の方々といた弱
い立場の方々が多くおられます。こうした立場の方々の一人一人の実際の暮らしに、市
はもちろん、市民自らも地域や生活の課題などについて考え、皆で支え合う地域社会の
実現を目指さなければなりません。

このことから、弱い立場の方々を地域で支えていくために自ら立ち上がって何か活動
を行おうとする能動的な市民等の背中を押し、応援することで、市民皆で支えあう地域
社会づくりの実践を推進し、やさしいまちをつくっていくことを目指します。

3 事業概要

○ やさしいまちづくり応援事業

地域福祉まちづくり事業（活動）に取り組む団体を公募し、審査に合格した団体・法
人等に対し活動費の一部を助成します。

【対象事業】 弱い立場の方々を支援するための福祉に関する事業

【助 成 金】 1 団体等あたり 上限30万円（助成率10/10で予算の範囲内）

【審査方法】 外部審査員5名による、書類審査とプレゼンによる審査



（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.66

新規 割石温泉を活用した共生型福祉拠点整備の検討

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
96	一般財源	96
		報償費 72
		旅費 24

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

老人福祉センター割石温泉は、老人福祉法に基づき、高齢者の心身の健康を増進するため、昭和54年度（1979年）に設置された施設です。

入館者数は、昭和61年度の13万8千人余りをピークに減少傾向であり、直近の平成30年度は約5万6千人となっています。また、開館から40年を迎え、施設の老朽化による設備等の更新が課題となっており、毎年順次修繕を施しているところです。

共生社会が叫ばれる中、単に施設の老朽化によるリニューアルをするのではなく、温泉施設としての老人福祉センターから、温泉を核としながらも他の機能も拡充し、子どもからお年寄りまでの多世代が交流できる共生型の福祉拠点として必要な整備や幅広い活用を模索していきます。

3 事業概要

○ 割石温泉利活用及びあり方検討（96千円）

外部を含めた福祉関係者等による利活用検討会を立ち上げ、好事例視察等も行いながら、割石温泉の今後のあり方と活用について検討し、今後の施設整備の方向性を定めます。



(款)	3 民生費	(項)	1 社会福祉費	(目)	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課	Tel.0577-73-6233	予算書	P.65	

新規 高齢者のお出かけ安心支援事業

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
1,780	一般財源	1,780	補助金	1,780

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

高齢者の外出による社会交流の促進は、介護予防の重点的取組みとして、市でも意識を高く持って取り組んでいるところです。

しかし、近年、高齢ドライバーによるアクセルとブレーキの踏み間違い事故が度々報道され、高齢者の免許返納の重要性が高まっていますが、本市では公共交通の利便性が都市部ほど高くなく、自家用車は外出の最も中心的手段でもあるため、返納したくても中々返納できないケースが多くあり課題となっています。

また、老齢により耳の聞こえが悪くなるとサロン等の高齢者の集まりの場へ行くことや他者との交流を避けるようになる傾向がみられるとともに、徒歩で外出しても周囲の車等の往来の状況に気づきづらく、危険察知が遅れ、危険性が高まるという課題もあります。高齢者が安心して外出でき、地域の方々の安全も守られるよう、この課題に対処する施策を新たに創設します。

3 事業概要

① 自動車急発進等抑制装置補助金（1,500千円）

ペダルの踏み間違いによる急発進等を抑制する装置の取付けや衝突被害軽減にかかわる装置が搭載された安全運転サポートカーを購入する費用の一部を支援します。

【対象者】 市内業者により購入、取付け等された満65歳以上の者

【補助額】 ①後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置 2～4万円
②安全運転サポートカー 2～10万円

※ 補助額は、機種・車種によって変わりますが、他の補助金と合わせ購入金額を超えない額を上限とします。

② 補聴器購入費補助金（280千円）

補聴器購入費用の一部を支援します。

【対象者】 購入時に満65歳以上で、障がい者支援給付の対象とならない中等度の難聴者（40db～70db）

【補助額】 購入費の1/2（上限4万円）

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.70

新規 商店等による買い物送迎の支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
120	市民の暮らし応援基金	120	補助金	120

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

買い物に行くことが困難な高齢者等の支援について、民間事業者による移動販売が普及し、概ね市内エリアがカバーされたことで、基幹的な支援の体制が整いました。

こうした支援を中核としながら、それを補足する買い物手段として、これまで買い物や宅配サービスの紹介を行う地域複合サロンの創設や、公共交通の随時見直し等による移動手段の円滑化等に取り組んできました。

しかしながら、生活者には様々なニーズや困難があり、こうした補足手段は利用頻度は少ないとしても、飛騨市のような集落が点在する地域では様々な種類の支援が補足的にあることが望まれるところです。

このことから、民間による補足的買い物支援の好事例を発掘して他の事業者へ横展開で広げることで、買い物弱者支援の更なる充実を図ります。

3 事業概要

① 商店等による買い物送迎実施推進補助金

単独店舗により又は複数店舗で連携して自商店での買い物のために交通弱者を無償で自ら送迎する商店等に対し、運行にかかるガソリン代、広報及び送迎受付等の間接的な手間にかかる経費の一部を支援します。

○ 月1万円（複数店舗の場合は月3万円）を上限

② 商業施設等利用者送迎における買い物立ち寄り推進補助金

温泉施設や飲食施設等の商業施設で利用者の無償送迎サービスを行い、かつ、送迎途中に買い物ができるようスーパー等商店に立ち寄る業者に対し、運行にかかるガソリン代、広報及び送迎受付等の間接的な手間にかかる経費の一部を支援します。

○ 往復送迎1回につき上限5,000円（1施設につき年6回分まで）

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.69

継続 通院の移動手段を確保するタクシー助成

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,694	一般財源 1,694	補助金 1,600 需用費 94

（前年度予算 1,668 ）

2 事業背景・目的

利用者が低調であったふるかわ循環乗合タクシーは、実態調査を実施した結果、移動理由を通院とする回答が多かったことから、令和元年度に、利用目的を通院に限定してタクシー代の一部を支援する制度を試験的に導入しました。

この結果、利用者が増加し、高齢者が公共交通を利用する主な理由の一つである通院に対し大変有益であることがわかったことから、令和2年度において本格導入することとし運行いたします。

3 事業概要

○ 通院タクシー利用助成金（1,694千円）

利用対象者からの申出により、対象医療機関において、助成券（400円分）を交付します。交付を受けた日に限り、その医療機関からタクシー乗車をする際に、助成券（400円分）を利用することができます。

【対象者】

70歳以上、手帳所持者（身体、療育、精神）、介護保険認定者

※いきいき券交付対象者と同じ

【対象医療機関】

古川病院、垣内病院、大高医院、河合医院、玉舎クリニック、かじ眼科

江尻クリニック、牛丸歯科、高島歯科、山下歯科、ふるた歯科

【対象タクシー会社】

古川タクシー、宮川タクシー



（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P. 65

拡充 飛騨市医療・介護・福祉人材確保対策事業

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
13,711	ふるさと創生基金 10,000	負担・補助金 11,200
	県補助金 750	委託料 1,972
	一般財源他 2,961	その他 539
（前年度予算 8,497 ）		

2 事業背景・目的

少子高齢化が進行し、高齢者の増加に対する支え手が減少していることから、医療・介護・福祉人材の確保はこの先も手を緩めることはできません。

市では、平成28年度から介護人材の確保について幅広く力を入れて積極的に取り組んでおり、平成30年度からは、医療・福祉へも幅を広げ人材確保を総合的に進め、外国人の参入や市外からの人材流入に特に力を入れているところです。

これら諸施策群を医療・介護・福祉人材確保策の継続・安定的な制度として位置づけ、事業者が人材の確保を行う際に迅速にサポートできるよう継続するとともに、いつでもこれらの制度を利用して様々な工夫による人材の確保に取り組めるよう、内容の見直しや拡充を臨機応変に行っていきます。

3 事業概要

1 外部からの医療・介護職就職参入促進

① 【継続】医療・介護専門職U・Iターン受入促進

(1) U・Iターン就職奨励金

U・Iターン、学卒の専門職が市内の医療機関・介護事業所等に就職した場合に奨励金を交付。市内在住者 10 万円、市外（通勤圏内）在住者 5 万円

(2) 賃貸住宅家賃補助制度

転入者に対する市の一般の家賃補助制度の交付決定者又はその家族で、市内（市営施設を除く）に就職した専門職に別途月額 1 万円を 3 年間交付

(3) 就職準備金貸付制度 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

U・Iターン、学卒の専門職が市内の医療機関・介護事業所等に就職する際に必要となる資金需要に対し、準備資金 20 万円（夜勤可能な場合は 10 万円加算）を貸し付けます。※2 年間の市内医療機関等勤務で返還免除になります。

② 【拡充】外国人介護人材受入促進事業

(1) E P A外国人介護福祉士候補生受入れ支援【継続】

経済連携協定（E P A）による特定活動の在留資格で入国する介護福祉士候補生の受け入れに臨む特別養護老人ホームに対し、その受け入れまでにかかる経費に対し支援します。（受入れマッチング不成立でも支援します。）

- ・受入申込みをする際の負担 3万円を上限に1/2補助
- ・現地面接に要する費用の負担 25万円を上限に1/2補助
- ・受入決定からあっせん機関や日本語研修機関等に支出する負担

受入1名につき20万円を上限に2/3補助

- ・受入決定者の日本への渡航費用負担 10万円を上限に1/2補助

※日本滞在中の研修費は県の現行補助制度を活用

(2) 外国人技能実習生の受入れ支援【継続】

技能実習生を受け入れ、雇用する法人に対して監理団体に支払う費用の一部を補助します。 1年目1人につき年間45万円、2年度目、3年度目各30万円

(3) 留学して介護福祉士資格取得する外国人受入支援（新規分概要書の再掲720千円）

（介護人材育成連携協定による協定支援）【新規】

市と連携協定を締結しているサンビレッジ医療国際福祉専門学校に留学して介護福祉士資格を取得した後、「介護」の在留資格により市内の法人に就業した場合、または入学前に市内事業所に就業意向を決めている留学生に対して修学・就業の支援をします。

- ・卒業後、市内に就業する事を条件に就学中の家賃の1/2の額（月額3万円を上限）を補助
- ・市内に就業した際、就業準備金として1名につき30万円支給

(4) 外国人介護職日本語学習支援【新規】（新規分概要書の再掲156千円）

外国人介護人材を受入れた法人が、当該外国人に日本語学習を実施する場合の費用の一部を補助します。

- ・必要経費の3/4の額（授業料、テキスト、交通費等、市長が認めた費用）
- ・年度あたり法人が学習支援する外国人1名につき8万円を上限

③ 【継続】飛騨市出身医療・介護総合人材バンク事業

医療と介護の総合人材バンクを創設し、バンク登録の促進のためインセンティブとなる報償品を用意し、バンク登録者に対して様々な情報提供や地元就職へのアプローチを行います。

- ・学生 修学支援として在学中に、毎年図書カードを贈呈
(医学生2万円、その他1万円)
- ・医療介護専門職 登録時に5千円相当の地元特産品又は市内商品券を贈呈
- ・医師 登録時に3万円以内の地元特産品又は市内商品券を贈呈

④ 【継続】 市内医療機関事業承継・運営安定化支援 ～市内就業医師奨励制度～

- 市外の医師が市内の既存医療機関に常勤医として勤務する場合や、院長や所長として医療機関の事業承継をする場合、当該医師に対し奨励金 300 万円を交付
- 当該受入医療機関運営法人が着任医師を迎え入れるために行なう施設の小修繕や改修、備品購入等に対し、100 万円を上限に 1/2 の額を補助

2 介護機器・器具導入による業務効率化支援

① 【継続】 介護ロボット導入支援補助金

- 入所・入居系の介護事業所の導入に対し、1 機器 30 万円を上限に 1/2 の額を補助
※県補助対象外となる数量分や県補助対象外となっているものが対象

② 【継続】 介護ロボット以外の有用介護器具等導入支援

- 入所・入居系の介護事業所の導入に対し、1 品目 10 万円を上限に 3/4 の額を補助
※施設床数 9 床につき 1 個までを上限

3 工夫した求人活動の支援（介護人材）

① 【継続】 空き家の社宅化利用の推進

- 介護事業者が社員寮として借上げた空き家の借料に対し、月 3 万円上限に 2/3 の額を補助

② 【継続】 人材発掘・紹介者の利用支援

- 就職する介護職員を紹介した方に対して支払う謝礼等に対し 1 万 5 千円上限に 1/2 の額を補助

③ 【継続】 介護事業所の魅力のブラッシュアップ補助金

- 広報媒体として事業所の魅力を作成する費用に対し 8 万円を上限に 2/3 の額を補助

④ 【継続】 介護事業所地域イベント出展・実施支援事業

- 地域のイベントや市外の就職フェア等に出展又はこれらのイベント等を実施することに伴う経費に対し、3/4 の額（8 万円を上限、複数法人合同でイベント等を実施する場合は、30 万円を上限）を補助
- 企業展等に参加し、他のブースより目を引くためのブースづくりにかかる経費に対し、2/3 の額（5 万円を上限）を補助

4 医療・介護人材掘り起こし促進

① 【継続】 シニア介護職就職奨励金

- 60 歳代の方の市内介護事業所就職者へ奨励金を交付
・ 社保適用者 5 万円 雇用保険適用者 3 万円

② 【継続】 潜在看護師再復帰支援事業

(1) 看護現場見学奨励支援金

1つの市内医療・福祉機関等の見学につき、奨励金として5千円を交付。その際に一時保育等児童預かりを利用する場合、費用について5千円を上限に補助

(2) 市内医療機関アルバイト奨励金

潜在看護師が市内医療機関等であるバイトする場合に10日以上2万円、5～9日まで1万円の奨励金を交付

(3) 就職準備金貸付制度 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

潜在看護師が再就職する際に必要な準備資金を20万円貸し付けます。

※2年間の市内医療機関等勤務で返還免除になります。

③ 【継続】 介護のお仕事体験&介護施設見学バスツアー

市内介護施設を巡りながら、介護の仕事体験やリハビリ体験をし、介護の仕事への理解を深めてもらうとともに、市内介護就職やボランティア参画の参考となるバスツアーを参加費無料で開催します。

5 医療・介護等人材育成支援

① 【継続】 介護職員初任者研修実施事業（市委託事業）

市で研修事業者に委託して介護職員初任者研修を実施します。

〔受講料〕 ・通常 55,000 円（高校生は無料）

・ひとり親家庭、引きこもり者は10,000 円

② 【継続】 介護職員初任者研修受講料助成（民間開催分）

民間研修事業者が実施している初任者研修受講費用負担に対し、5万円（※ひとり親家庭、引きこもり者は7万円（追加拡充））を上限に1/2の額を補助

③ 【継続】 介護福祉士実務者研修費用助成

介護福祉士実務者研修の研修受講費用負担に対し、7万円を上限に補助

④ 【新規】 市内就職を目指す介護福祉士養成校学生への家賃補助

（新規分概要書の再掲 720 千円）

市内の医療・介護機関等へ介護福祉士として勤務する意向を持って介護福祉士を養成する学校で学ぶ学生に対して、修学期間中の家賃の一部を補助します。※職業訓練生として養成校で学ぶ場合も含みます。

就学期間中：家賃の1/2の額（月3万円を上限）を最長2年間補助

※ 介護福祉士の資格が取得できなかった場合や資格を取得して卒業後2年以内に市内に就業し、3年以上介護福祉士として働かなかった場合は返還

⑤ 【継続】 医療・介護の学生・実習生の市内職場体験奨励事業

市内医療機関等でアルバイトや実習をする場合に10日以上2万円、5～9日まで1万円の奨励金を交付

⑥ 【拡充】若手介護・福祉人材育成支援

市と社会福祉法人新生会（揖斐郡池田町）との介護人材育成連携協定による取組みの一つとして、地元就職意向を持って同法人のサンビレッジ国際医療福祉専門学校に進学する市内高校在校生に加え市内在住高校生に対し、特別修学資金を支給します。

介護福祉学科、言語聴覚士学科、作業療法学科

進学奨励金 3 万円、修学資金 介護 15 万円、言語・作業 30 万円を給付

〔拡充〕卒業後の就業について、市外の医療・介護等の専門職として市内に居住し、通勤する場合も対象とします。（旧：市内の事業所への就業のみ。）

⑦ 【継続】市内就業を目指す医学生・看護学生への奨学金制度

(1) 医師養成資金貸与事業 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

市内医療機関に勤務する意向を持つ医学生に対し、返還免除条件のある奨学金を貸与します。

入学時：30 万円、修学期間中：月 20 万円 貸与期間：6 年を限度

※貸与期間の 1.5 倍の間、市内の医療機関等に勤務することで償還を免除

(2) 岐阜県医学生修学資金貸付「地域医療コース」市負担

岐阜大学医学部医学科地域枠地域医療コースに入学する学生は、県が入学金と授業料相当額に加え月額 20 万円の奨学金を在学中 6 年間貸し付けます。市ではこの奨学金の月額 20 万円のうち 1 / 2 の 10 万円を負担します。

※大学を卒業し、初期臨床研修修了後 4 年間出身圏域で県が指定する医療機関等（そのうち少なくとも 2 年以上は出身市町村医療機関等）で勤務することで貸付金の償還を免除

(3) 看護師等修学資金貸与事業 ※医療体制整備基金(運用基金)を財源

飛騨市内の医療機関等に勤務する意向を持つ看護学生に対し、返還免除条件のある奨学金を貸与します。

修学期間中：月 10 万円

貸与期間：大学 4 年、養成施設 3 年

※貸与期間の 1.5 倍の間、市内の医療機関に勤務することで償還を免除

⑧ 【継続】ひとり親家庭への介護の資格習得支援

- 介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修の受講により仕事を休んでスクーリングを受けるなど就労賃金が減額する場合に、月額 2 万円を上限に、その減額分を生活費として補助します。
- 市が委託事業により実施する介護職員初任者研修の受講に際し、こどもの預かりサービスを利用した費用に対し、日額 8 千円を上限に補助します。
- 国の求職者支援制度による職業訓練として職業訓練給付金の支給を受け、労働金庫で求職者支援融資を受けた場合、その実総借入額（月毎の借入金額は 5 万円が上限として計算した額）相当を補助します。

6 医療・福祉専門職員の専門研修受講環境整備

市内医療機関・介護事業所における専門職へのスキル向上に係る支援環境を整えることで、専門職のモチベーション維持・向上を図り、市内就職の魅力向上につなげます。

① 【継続】専門職の専門的な研修受講費用に対する支援

- 会社の業務としての出張による参加分（法人への補助）
年間5万円を上限に対象となる経費分を補助
- 休日における個人的な参加分（個人への補助）
年間1万円（医師3万円）を上限に対象経費の1/2の額を補助

② 【継続】外部講師招聘による専門職向社内研修費用の助成 ※法人への補助

外部講師を招聘して開催する専門職向けの社内研修（できる限り他社の職員も参加可能なもの）の開催費用に対し、1回あたり10万円（自社以外の専門職も受講可能とする場合15万円）を上限に3/4の額を補助

③ 【継続】介護職員の先進的介護現場での現場実地研修支援 ※法人への補助

（社福）新成会の介護人材育成連携協定により、市内介護事業所から同法人が運営する介護事業所で1・2週間等の就労を通じた研修実施に係る職員移動・滞在旅費について、1名1回分7万円を上限に補助

④ 【継続】看護人材相互現場実地体験研修支援

病院看護師と訪問看護師の相互等現場領域の異なる看護師同士が互いに現場実情を知るための研修を行うことを奨励し、相互の医療機関や訪問看護ステーション等に対し、各5万円の奨励金（1人1週間程度以上の研修を対象）を交付

⑤ 【継続】看護人材人事交流推進奨励支援

医療機関等で在籍出向による看護師の相互人事交流（1か月以上）を奨励し、所属している医療機関等では経験できない看護機能を体験することで看護の質の向上や看看連携、スキルアップを図る双方の医療機関に対し、各10万円の奨励金を交付

7 重要課題に対する特別対策

① 【改革】介護施設夜勤者処遇改善臨時交付金（夜勤手当への補助支援）

夜勤手当増額金額は、各施設・事業所で実際に夜勤をする介護職の特定処遇改善加算による改善内容に応じ、1名1夜勤あたり、「加算Ⅰによる改善者100円」、「加算Ⅱによる改善者200円」、「加算なしの者500円」の単価で計算した年額を事業者へ支援します。事業者ではその補助額を夜勤者の夜勤手当増額分の財源として活用し、夜勤手当の増額内容は自由に決められることとします。

〔拡充〕 ○事業内容 夜勤1回1名あたり特定処遇改善状況に応じて夜勤手当の増額財源として支援

- 対象施設 介護保険施設（5施設）
認知症高齢者グループホーム（9事業所）
小規模多機能型居宅介護（1事業所）

〔継続〕 ○事業内容 事業内容に加え、各法人の通常回数以上に夜勤を行う者の
手当増額分の1/2（1人1回上限2,500円）の支援

- 対象施設 特別養護老人ホーム（3施設）

② 【新規】ケアマネジャー確保対策事業（新規分概要書の再掲 720千円）

(1) 要支援者のケアプラン作成を受託しやすい環境の整備

- 事業所ごとのケアマネジャー常勤換算数に6件を乗じた件数を超える件数について、プラン作成委託単価を1件当たり4,310円から9,000円に増額します。
- 市街地から遠方の集落へ入ってプラン作成する場合の移動コストを支援するため訪問介護事業所等で行っている現行の支援制度を居宅介護支援事業所に拡充します。

(2) 市内事業所におけるケアマネジャーの新規増員支援

- ケアマネジャーの新規増員に伴うプラン作成システムの追加導入経費を支援します。

【補助額】 対象経費の3/4（上限200千円）

- 新規増員者の作成プラン数が25件（要支援は2件で1件として計算）になるまで人件費を支援します。

【補助額】 月5万円（上限4ヶ月間）

- 新規就業するケアマネジャーへ就職奨励金を交付します。

【補助額】 雇用奨励金7万円（新規増員する事業所）

就職奨励金3万円（新規就職するケアマネジャー）

(3) ケアマネ資格取得、資格更新への支援

- 岐阜市等で行われるケアマネジャー資格の各種更新研修への参加を支援します。

【補助額】・個人で研修参加する場合

受講料の2/3（上限3万円）、交通費の2/3（上限5千円）

・法人が職員の受講料や交通費を負担する場合 定額3万円

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーを目指して試験を受験する方を支援します。

【補助額】 1回の受験申込について図書券5千円

(款)	3 民生費 4 衛生費	(項)	1 社会福祉費 1 保健衛生費	(目)	1 社会福祉総務費 1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.65

新規 ケアマネージャーの確保対策
～医療・介護・福祉人材確保対策事業（再掲）～

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
2,700	ふるさと創生基金 1,300 一般財源 1,400	繰出金 1,400 補助金 1,300
（前年度予算 0 ）		

2 事業背景・目的

平成28年度の介護予防・日常生活支援総合事業の実施を機に、介護予防の早期介入を進めてきた中で、介護予防サービス利用者が300名以上増加したことにより、こうした方々のケアプランを作成する地域包括支援センターや民間の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが現状の人員では対応しきれなくなってきました。あわせて、これまで一線で支えてこられた多くのベテランケアマネージャーの高齢化も進行しております。

このような中、近年のケアマネージャー試験の合格率も20%を下回り、また質の高い業務が要求される中で、研修等の負担も大きく、なり手が少なくなっていることから、ケアマネージャーの確保対策を新たに講じます。

3 事業概要

① 要支援者のケアプラン作成を受託しやすい環境の整備（1,890千円）

- 事業所ごとのケアマネ常勤換算数に6件を乗じた件数を超える件数について、プラン作成委託単価を1件当たり4,310円から9,000円に増額します。
- 市街地から遠方の集落へ入ってプラン作成する場合の移動コストを支援するため、訪問介護事業所等で行う現行制度を居宅介護支援事業所に拡充します。

② 市内事業所におけるケアマネの新規増員支援（670千円）

- ケアマネの新規増員に伴うプラン作成システムの追加導入経費を支援します。
【補助額】 対象経費の3/4（上限200千円）
- 新規増員者の作成プラン数が25件（要支援は2件で1件として計算）になるまで人件費を支援します。 【補助額】 月5万円（上限4ヶ月間）
- 新規就業するケアマネへ就職奨励金を交付します。
【補助額】 雇用奨励金7万円（新規増員する事業所）
就職奨励金3万円（新規就職するケアマネ）

③ ケアマネ資格取得、資格更新への支援（140千円）

- 岐阜市等で行われるケアマネ資格の各種更新研修への参加を支援します。
【補助額】・個人で研修参加する場合
受講料の2/3（上限3万円）、交通費の2/3（上限5千円）
・法人が職員の受講料や交通費を負担する場合 定額3万円
- 居宅介護支援事業所のケアマネを目指して試験を受験する方を支援します。
【補助額】 1回の受験申込について図書券5千円

(款)	3 民生費	(項)	1 社会福祉費	(目)	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.66

新規 介護福祉士養成校在学者の支援
～医療・介護・福祉人材確保対策事業内事業（再掲）～

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
720	ふるさと創生基金 720	補助金 720

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

飛騨市には介護の国家資格である介護福祉士の資格が取得できる学校が通学圏内ではなく、介護福祉士資格の取得を目指す若者は、市から出て遠方の学校に入学することになります。しかし、卒業後そのまま市外の介護事業所で勤める方が多く、市内にも多数ある介護事業所での就業につながっていないのが実情です。

そのため、介護福祉士を目指し大学や専門学校に進学又は在学している学生で、卒業後、介護福祉士として市内で就業する意思のある学生に対し、修学期間中におけるアパート代等の家賃負担の一部を支援し、卒業後に市内事業所で働く質の高い人材の確保につなげます。

3 事業概要

介護福祉士の資格取得を目指し、市外の大学や専門学校等で就学中の学生の就学期間中のアパート代等家賃の一部を補助します。

- 補助額 家賃の1/2の額（月額3万円上限・最長2年間）
- 対象 卒業後、2年以内に市内の医療・介護機関等で介護福祉士として就業する意思のある方

※国家資格が取得できなかった場合、又は市内に介護福祉士として3年間就業しなかった場合は返還の対象となります。



(款)	3 民生費	(項)	1 社会福祉費	(目)	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.66

新規 外国人介護人材の受入支援
～医療・介護・福祉人材確保対策事業内事業（再掲）～

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
880	ふるさと創生基金 880	補助金 880

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

外国人介護人材確保対策は、3年前よりEPA（経済連携協定）に基づいた介護福祉士や、外国人技能実習生の確保について支援施策を拡充しながら推進していたところ、神岡町の特別養護老人ホームでEPA外国人介護福祉士候補者2名と外国人技能実習生3名の確保の見通しがついたところです。

こうした中、市と介護人材育成連携協定を結んでいるサンビレッジ国際医療福祉専門学校では、令和2年度から、留学により外国人を受け入れることとなり、同専門学校で介護福祉士の資格取得を教育し、国内で介護専門職として従事する者を育成する流れができました。

このことから、様々な在留資格ごとに外国人介護人材の確保に資する支援策を既存のものに加え、新たに2施策追加し、市内法人が様々な手段で積極的に外国人介護人材の登用が図れるよう支援体制を強化します。

3 事業概要

① 留学して介護福祉士資格取得する外国人受入支援（720千円）

サンビレッジ医療国際福祉専門学校に留学して介護福祉士資格を取得した後、「介護」の在留資格により市内の法人に就業した場合、または入学前に市内事業所に就業意向を決めている留学生に対して支援します。

【補助額】 家賃の1/2（月額3万円上限・最長2年間）
就業準備金として1名につき30万円支給

② 外国人介護職日本語学習支援（160千円）

介護分野では特に日本語能力が求められることから、外国人介護人材を受入れた法人が、当該外国人に日本語学習を実施する場合の費用の一部を補助します。

【補助額】 必要経費の3/4（授業料、テキスト、交通費等、市長が認めた費用）
※法人が学習支援する外国人1名につき年度あたり上限8万円

（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	1 社会福祉総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233			予算書	P.66

新規 J A 岐阜厚生連看護専門学校の支援

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
382	ふるさと創生基金	382 補助金

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

高山市にある J A 岐阜厚生連看護専門学校は、修学期間 3 年で看護師を養成する専門学校として平成 5 年に開校し、これまで 742 名の看護師を輩出しています。また、入学者のうち飛騨圏域出身者が 43%、卒業後の飛騨圏域の医療機関への就職者が 18% と、看護師が全国的に不足している中、飛騨地域の医療を支える重要な役割を担っています。

今回、開校後 27 年が経過し、施設や設備の老朽化が著しいことから、同校の実習機器や施設設備等の更新を飛騨地域 2 市 1 村が連携して支援することにより、看護学生の学習環境の向上を図り、飛騨地域で活躍する看護師の育成を支援します。

3 事業概要

教材に必要な医療機器や教室の空調等を整備する費用の 1/2 を、2 市 1 村（高山市、飛騨市、白川村）で支援します。

補助額：総事業費 3,124,119 円 $\times 12/49$ 人 $\times 1/2 = 382,545$ 円（千円未満切捨て）

※ 在学生の割合により 2 市 1 村で案分し支援します。



（款）	4 衛生費	（項）	1 保健衛生費	（目）	1 保健衛生総務費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 Tel.0577-73-6233			予算書	P. 82

扩充

【財源内訳】

【主な使途】

ふるさと創生基金

800

補助金

800

500)

2 事業背景・目的

地域包括ケアシステム構築の推進に当たっては、スムーズな在宅医療介護連携による円滑な在宅療養体制の整備が求められており、医師の訪問診療を核にしながら訪問看護や介護サービスが連携して在宅療養体制が組み立てられていくことが肝要で、開業医や病院による安定的な訪問診療はその基礎となるものです。

このことから、訪問診療体制を円滑に維持・推進できるよう、新たに訪問診療実施医療機関を支援する取り組みを開始し、円滑な在宅療養体制の構築を図ります。

3 事業概要

○【拡充】在宅療養体制整備推進事業補助金（800千円）

これまで、たん吸引機の購入やＩＣＴツール等を活かした医療介護連携に対して支援していた在宅療養体制整備推進事業補助金のメニューに、以下の項目を追加します。

○補助内容 訪問診療医が訪問診療に使用する車両の新規・更新購入経費の支援

○補助額 対象経費の1/2（上限750千円）



(款) 4 衛生費		(項) 1 保健衛生費	(目) 1 保健衛生総務費	
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233		予算書	P.82

新規 リハビリ専門職による住宅改修支援の推進

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

70

一般財源

70

補助金

70

（前年度予算 0 ）

2 事業背景・目的

介護保険制度を利用した住宅改修では、利用者本人の身体状況や生活動線に即した効果的な改修が求められ、その工事の規模や内容について、リハビリの専門的な視点でそれらを確認する仕組みが求められます。

利用者本人の自立支援につながる住宅改修になるよう、理学療法士、作業療法士等の専門職の助言を活用していくことは国でも奨励されており、介護予防のインセンティブ交付金でもそうした自治体の取組を評価する項目が設けられています。

このことから、多職種の専門的視点で高齢者の住宅改修を支援し、在宅での生活をより良いものにしていく体制を整備します。

3 事業概要

○ リハビリ専門職による住宅改修支援推進補助金（70千円）

利用者の担当ケアマネージャー等の依頼により、介護事業所等において理学療法士、作業療法士等のリハビリ専門職を自宅に訪問させ、専門的視点による住宅改修方法の助言や書類等の作成支援、また、住宅改修完了後の確認等を行った場合、支援した住宅改修1件につき3,000円を、当該事業所へ交付します。



（款）	3 民生費	（項）	1 社会福祉費	（目）	3 老人福祉費
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 Tel0577-73-6233			予算書	P.70

新規 シルバーリハビリ体操指導士の養成 (高齢者リハビリ元気推進プロジェクト)

1 事業費 (単位: 千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
1,096	国庫補助金	274	委託料	870
	県補助金	137	役務費	200
	一般財源他	685	需用費	26
(前年度予算 0)				

2 事業背景・目的

高齢者の生活の質の向上や健康寿命の延伸を図るため、平成28年度からリハビリの有用性に着目し、地域内外の専門職を招いての市民講座や介護サービス事業者研修、専門職が機能訓練を行う通所サービス拠点の誘致推進、専門職の人材確保、多職種連携、通所介護事業所への派遣等も進め、民間によるリハビリの市民施設（スポーツクラブ）開設も実現しました。

しかし、医療機関や介護サービス事業所の専門職を数多くの地域の通いの場へ派遣することは困難であることから、令和2年度からは、市民によるリハビリ実践を地域へ普及するリーダーを育成し、通いの場への派遣や介護サービス事業所、病院等の専門職と連携しながら、市内の元気高齢者へリハビリのエッセンスの詰まった体操自助メニューを届け、日々のリハビリ実践による市民の健康づくりを推進します。

3 事業概要

○ シルバーリハビリ体操指導士養成講習会の開催 (1,096千円)

(公社) 岐阜県理学療法士会と連携し、シルバーリハビリ体操を普及する「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するため、リハビリに興味のある市民に対して6日間(30時間程度)の養成講習会を開催するとともに、講習会実施に先立ち体操創始者の太田仁史先生によるキックオフ講演会を開催し、通いの場へのシルバーリハビリ体操普及の視点を入れ、地域の高齢者の元気維持を図ります。

※シルバーリハビリ体操とは、NPO法人日本健康加齢推進機構の大田理事長が考案した「介護予防」と「機能維持」を目的とした動作学・障害学にもとづいた体操で、いつでも、どこでも、ひとりでもできる体操として普及されている。

会 計	介護保険特別会計（保険勘定）		
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233	予算書	P. 84

新規 山之村地区での介護予防サービスの実施

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
720	国補助金 90 県補助金 45 一般財源他 225	委託料 720
（前年度予算 0 ）		

2 事業背景・目的

神岡町の山之村地区では、介護サービスの利用者の少なさやサービス提供者の送迎や移動にかかる負担が大きいという課題から介護サービス事業者の参入が難しく、この地域の高齢者が虚弱になってきた場合の在宅生活は不安が残る状況です。

一方で、当地域には飛騨市支え合いヘルパー養成講座を受講いただいた方や、既に介護職員初任者研修を修了した方がいることから、神岡町内の介護サービス事業所の協力によりこれらの方々の力を借りて、山之村診療所内の和室スペースを拠点として、軽度者の方々に提供できる通所サービスや訪問サービスを可能な回数から提供するなど、この地域のサービス過疎の解消に向けた体制の構築に取り組みます。

3 事業概要

○ 基準緩和通所サービス（委託事業）（720千円）

山之村地区の有資格者の協力のもと、神岡町内で介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスを実施している事業者へ委託し、週1回程度の通所サービスである「生きがいデイサービス」の実施、また生活支援にかかる訪問サービスの実施実現に向け取り組みます。

○対象者 要支援1～2の認定者

地域包括支援センター職員によるチェックリストにより該当となる方



会 計	介護保険特別会計（保険勘定）		
所 属	市民福祉部地域包括ケア課 TEL0577-73-6233	予算書	P. 82